

チリ経済情勢報告(2024年5月)

<概要> 景気は回復している。

- 消費は一部に弱い動きが見られる。
- 生産は、工業は増加、鉱業は減少。企業マインドは良化している。
- 失業率は下落している。
- 物価は上昇している。
- 貿易は黒字となっている。
- 銅価格は上昇、為替はペソ高傾向、株価は上昇で推移している。

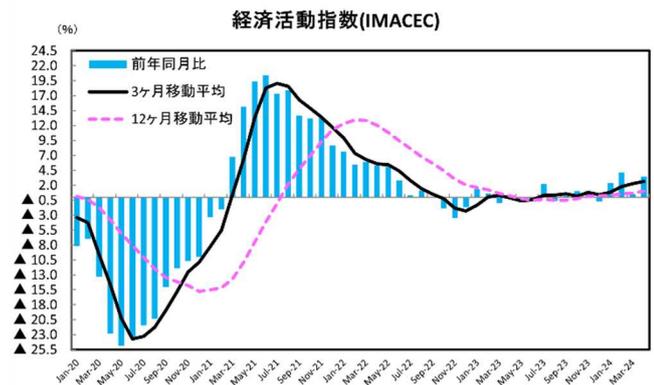
先行きについては、財政・年金・税制などの国内政治動向及びウクライナ情勢等を含む世界経済情勢に留意する必要がある。

1. 経済指標

(1) 経済活動指数(IMACEC) - 前年同月比 3.5% -

4月のIMACECは前年同月比3.5%、(季節調整済前月比は▲0.3%)となった。営業日数は3日多かった。鉱業は前年同月比2.2%、鉱業以外の業種は同3.5%だった。季節調整済前月比では鉱業は▲2.4%、非鉱業部門は0.04%となった。

中銀アンケート(6月)による5月のIMACEC見通しは前年同期比2.8%(中央値)となっている。



(2) 消費 - 一部に弱い動き -

① 4月の商業活動指数(実質, INE公表)は、前年同月比5.0%、同指数の小売業(除く車)は同2.3%となった。

② 4月のスーパーマーケット販売額(実質, INE公表)は、前年同月比▲8.2%となった。

③ 4月のサンティアゴ首都圏商業販売額(チリ商工会議所公表, 既存店, 暫定値)は、前年同月比5.5%となった。

④ 5月の消費者経済認識指数(IPEC, Gfk Adimark公表)は28.1(前月差▲2.2)、個人の景気認識(現状)は31.0(同▲3.4)と、引き続き50(中立点)を下回っている。

⑤ 5月の新車販売台数は23,337台(前年同月比▲8.9%)となった。

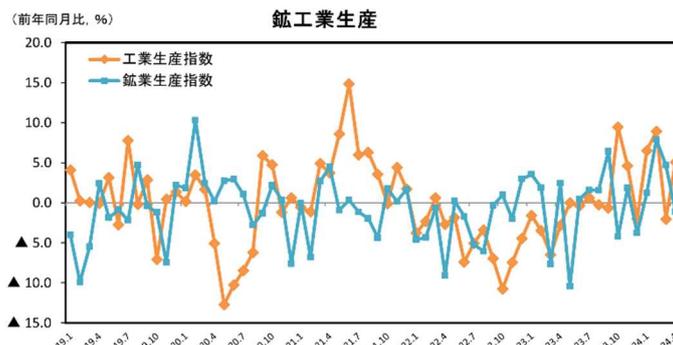


(3) 鉱工業生産，電力－工業は増加，鉱業は減少－

4月の工業生産指数は，前年同月比5.1%となった。セクター別では食料品が増加（寄与度1.57%），石油派生製品が減少（同▲0.61%）に寄与した。

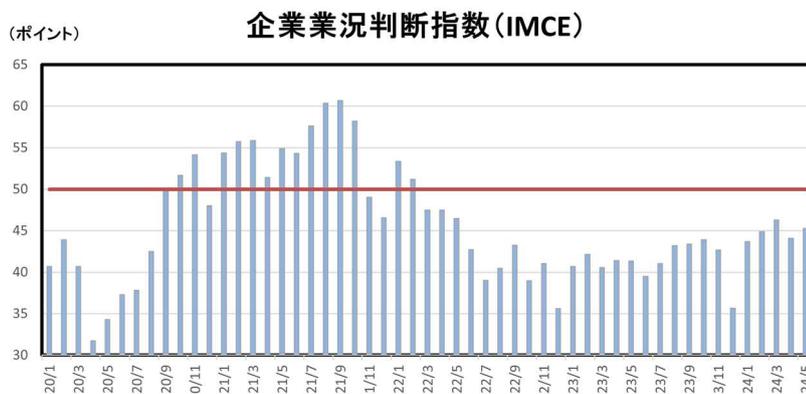
4月の鉱業生産指数は前年同月比▲1.1%，銅生産量は同▲1.5%となった。

4月の電力指数は前年同月比2.7%となった。



(4) 企業の業況判断－良化－

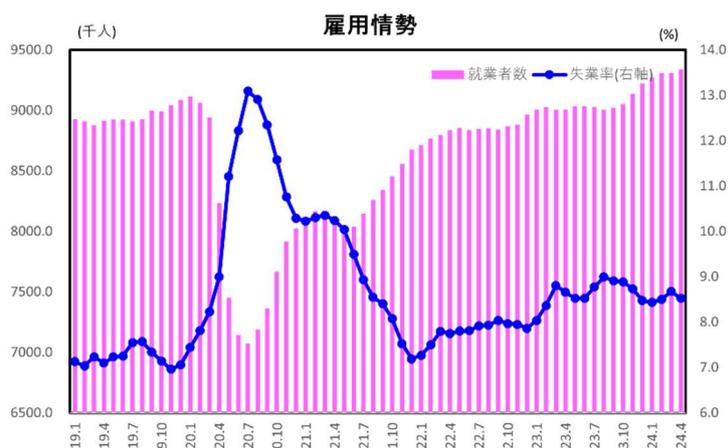
5月のIMCE（企業業況判断指数）は45.3ポイントで，前月差1.2ポイントとなり，27か月連続で中立点を下回った。内訳を見ると，商業が48.2（同▲0.2ポイント），鉱業が64.1（同▲0.3ポイント），製造業は42.9（同1.5ポイント），建設業が26.9（同4.3ポイント）となった。



(5) 雇用－失業率は下落－

2～4月期の失業率は8.5%（前年同期差▲0.14%）と，高い水準にある。労働力人口は348,903人増加（前年同期比3.5%），就業者数は332,566人増加（同3.7%）し，失業者数は16,337人増加（同1.9%）している。就業者数を職業別にみると，商業が前年同期比寄与度1.0%と増加に寄与し，製造業が同▲0.1%と減少に寄与している。

4月の賃金（速報値）は，名目は前年同月比6.4%，実質は同2.3%となった。

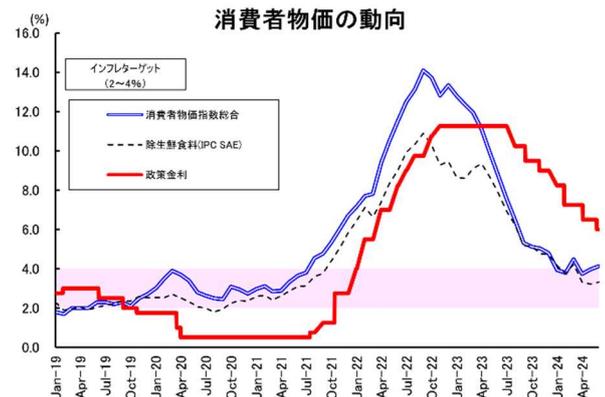


(6) 物価－上昇している－

5月の消費者物価指数(総合)は、前月比は0.3%、前年同月比は4.1%となった。品目別に前年同月比の動きを見ると、食料品(5.0%)、アルコール飲料・タバコ(4.8%)は上昇した。なお、生鮮・燃料を除く指数は、前月比0.3%、前年同月比3.3%であった。

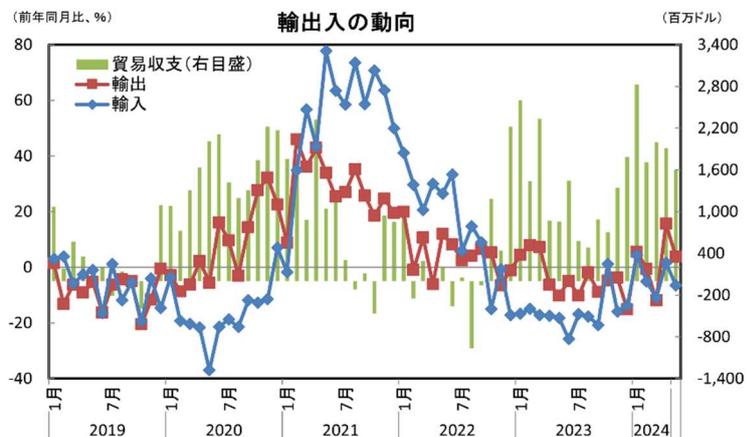
中銀アンケート(6月)によるインフレ期待は1年後：3.2%(前月3.2%)、2年後：3.0%(前月3.0%)となっている。

4月の生産者物価(全産業)は、前月比3.0%、前年同月比は12.1%となった。鉱業(前年同月比20.4%)、農林牧畜(同11.0%)などが上昇した。



(7) 貿易－黒字となっている－

① 5月の輸出額(FOB)は80.9億ドル(前年同月比3.7%)となった。内訳を見ると、鉱業品49.0億ドル(同13.7%)(全体の60.6%)、農林水産品5.3億ドル(同2.2%)(全体の6.6%)、製造業品26.6億ドル(同▲10.6%)(全体の32.9%)となった。鉱業品のうち銅は43.6億ドル(同28.1%)(鉱業品輸出額全体の88.9%)となった。



② 5月の輸入額(FOB)は64.9億ドル(前年同月比▲6.5%)となった。内訳(CIF)は、消費財17.7億ドル(同▲5.5%)、中間財38.6億ドル(同▲5.9%)、資本財13.2億ドル(同▲13.2%)となった。

③ 5月の貿易収支(FOB)は16.0億ドルの黒字となった。

(8) 対日・中・韓貿易

① 対日貿易(FOB)：4月の貿易額は、輸出額6.9億ドル(前年同月比3.4%)、輸入額1.9億ドル(同57.9%)、貿易総額では8.8億ドル(同11.8%)となった。

② 対中貿易(FOB)：4月の貿易額は、輸出額30.7億ドル(前年同月比22.3%)、輸入額13.7億ドル(同▲10.4%)、貿易総額では44.4億ドル(同9.9%)となった。

③ 対韓貿易(FOB)：4月の貿易額は、輸出額4.5億ドル(前年同月比▲12.5%)、輸入額1.2億ドル(同34.4%)、貿易総額では5.8億ドル(同▲5.5%)となった。

2. 市場の動き

(1) 国際銅価格－上昇－

5月の国際銅価格は1ポンド4.44ドル(1日)で始まった。月末には4.53ドル(31日)と前月末比0.1%で終了した。

5月の銅在庫は、426,382ト(1日)で始まり、月末には453,236ト(31日)と前月末より増加した。



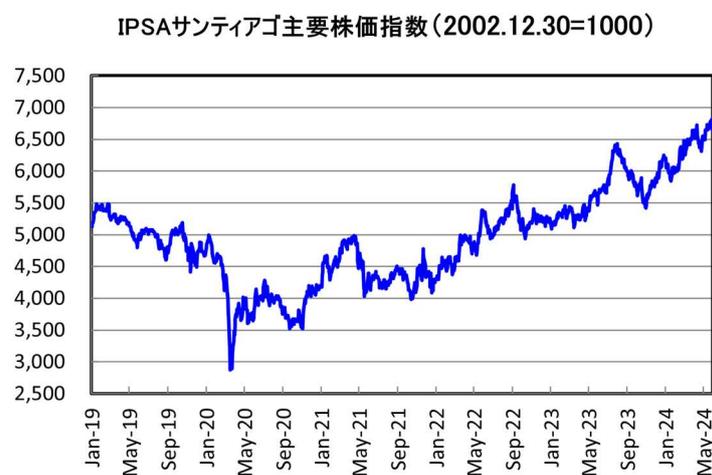
(2) 為替－ペソ高傾向－

5月の為替は、1ドル949ペソ(2日)で始まった。その後、月後半にかけペソ高傾向で推移し、月末は916ペソ(31日)と前月末差▲41ペソで終了した。



(3) 株価－上昇－

5月のIPSA値(サンティアゴ主要株式指数)は6498ポイント(2日)で始まった。その後上昇し、月末には6633ポイント(31日)と、前月末比1.9%で終了した。



3. 経済トピックス(報道等情報)

(1) サクランボ輸出の中国への集中に対する議論：報道

5月28日、当地紙エル・メルクリオは、チリ産サクランボ輸出の中国への集中に対する議論を報じた。

近年のチリ産サクランボの急激な成長には、中国という主な原因がある。昨シーズン、中国は377,033トンのチリ産サクランボを輸入し、サクランボ総輸出量の91%を占めた。専門家は、主に中国からの高い需要を背景に今後の成長を予測しており、業界レベルでは、2023年から2024年のシーズンで30億米ドルの売上げを見込んでいる。他方、中国への依存は将来問題となる可能性があり、輸出先の多様化を進めようという声もある。

iQconsulting社のイサベル・キロス常務理事は、チリは主に中国市場に供給を集中し続けており、チリ産サクランボが存在感を示しているものの、他の市場への拡大が懸案事項であると指摘し、中国におけるサクランボビジネスは、自発的なビジネスとは程遠く、他市場における販売量を増やし、販売プログラムを定期的に行うという点で業界の懸案事項が残っており、中国だけに依存しない方法を見つけることができると確信していると述べた。

ラボバンクのシニアアナリスト、ゴンサロ・サリナス氏は、中国への依存はリスクであるが、同国は他の市場に比べて高価格とより良い物流を提供していると述べた。同バンクは、中国の高い需要とチリにはまだ成長の余地があることから、今後5シーズンの成長を予測している。同氏は、中国は最も良い価格で買ってくれるため、その役割は基本的なものとなっており、中国に対抗しうる他の輸出先が現れることは難しいが、だからといって他国への輸出が伸びないというわけではないと説明した。

また、同氏は、チリは、他の果物（リンゴ、アボカド、ブドウ、ブルーベリー、柑橘類など）では、ここ20年で失いつつある独占的な地位をまだ享受していると述べ、チリは現在、南半球からのサクランボ輸出の95%（過去5シーズンの平均）を占めており、他の競合国（アルゼンチン、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ）からの脅威は短期的にはないことを忘れてはならないと付け加えた。

中国での高値が維持され、需要の高まりが継続する限り、この市場に依存することは合理的であるが、同時に他の輸出先（米国、ラテンアメリカ、中東、欧州）での需要を喚起する必要がある。

チリ農業界は、他の市場を強化することに伴い、中国とのつながりも強化され続けるべきであると見ている。国家農業協会（SNA）のアントニオ・ウォーカー会長は、東南アジア、インド、中東の市場を開拓し、ラテンアメリカ、米国、欧州への進出を続けなければならないが、主要な貿易相手国である中国を大切にしなければならないとし、まずは中国に配慮し、内陸部での販売を拡大することが重要であると述べた。

チリ果実輸出協会（Frutas de Chile）のイバン・マランピオ会長は、中国にはまだ成長の余地が多くあると指摘し、中国内陸部には、チリ産サクランボがまだ到着していない、あるいは量が少ない地域があるため、我々はこれらの地域や、すでに進出している都市で新たな消費者を開拓することに注力していると強調した。また、同協会のサクランボ委員会には、米国、韓国、ベトナム、タイ、インド等、他の市場の開拓を目指すプログラムもあるという。

(2) 衛星通信カイパープロジェクトの進展：報道

5月24日、当地ディアリオ・フィナンシエロ紙は、米アマゾン社の衛星通信網であるカイパープロジェクトのチリにおける進展について報じた。

米アマゾン社の衛星通信カイパープロジェクトが、2024年末までにチリに上陸する準備を進めている。チリは、米スペースX社のスターリンクと直接競合するこのサービスを世界で最初に導入する国のひとつとなる。

チリでは、アマゾン社は順調に準備を進めている。地上局はすでに戦略的な地点に設置され、北から南まで途切れることなくサービスを提供できる。チリ運輸通信省通信次官官房（SUBTEL）によると、国土全域に展開されるネットワークを支えるアンテナは現在、ロンゴビロ、パタゴニア、コピアポ、ラ・イゲラ、バルディビアに設置されている。

アマゾン社とSUBTELは、ここ2年ほど話を続けており、同社が最初に要求し、許可されたのは、まだ非常に新しいこの技術の地上局を設置するための暫定的な許可だった。同社は、この2年間、試験運用を行い、その後中間サービス・コンセッションを申請した。当初単独でチリに進出したスターリンクが、公共サービス・コンセッションを持ち、そのシステムをウェブサイトで直接契約できるのとは異なり、カイパープロジェクトは、少なくとも当初は、チリのパートナー企業を通じて行うことになる。これは、同社が間もなく取得する中間サービス・コンセッションにより可能になるが、同社は並行して、単独でサービス提供できるようにするため、SUBTELと公共サービス・コンセッションの手続きを行っている。

今後の大きな競争は家庭に設置される端末ではなく、携帯電話への直接接続になる。スターリンクは、2023年末にエンテル社と商業提携を結び、同社の携帯電話がDirect to Cell技術（当館注：据え置きアンテナではなく、スマホとの直接通信サービス）で接続できるようになった。カイパープロジェクトは、2023年9月に世界第2位の携帯電話事業者であるボーダフォンとパートナーシップを結び、特別な機器を必要とせずに標準的な携帯電話に直接接続できる宇宙ベースのモバイルネットワークを開発することを目指している。

(3) 労働時間短縮法の施行状況：報道

5月28日、当地紙ディアリオ・フィナンシエロは、労働時間短縮法の施行状況について報じた。

チリ政府は、週40時間への労働時間短縮法が施行されてから1か月後の状況を初めて評価した。チリ労働省によると、3万1,089社の企業が、2024年間に労働時間を週40時間に短縮すると国税庁に申告している。また、昨年間に、週40時間労働制を実施した企業は1万8,481社であった。同法においては、2028年4月に週40時間労働への移行が達成されなければならないとされているが、本年4月26日に週45時間労働から週44時間への最初の短縮が適用され始めたばかりであることを考慮すれば、既にかかなりの数である。

ジャネット・ハラ労働大臣は、「週45時間労働から週40時間へ移行する国内の企業は約5万社に上り、25万6,246人の労働者が恩恵を受けることになる。残りの企業は、約41万社で、労働時間の段階的短縮を適用しており、そのほとんどが週44時間への短縮を実施している。しかし、週40時間への短縮を見越して、次年度の労働時間短縮を選択する企業も存在する。」と述べた。

また、労働局が収集したデータに基づく報告書によると、本年4月26日から5月27日

の間に全国で510件の告発があった。パブロ・センテノ労働局長によると、これらの告発は、同局が通常受ける告発総数の5.81%に当たる。合計8,826件の告発のうち、237件について監査が実施されたが、これはこの期間に実施された監査の2.69%に相当し、うち51件に制裁措置が適用された。最も告発が多いのは、首都圏州（223件）とバルパライソ州（50件）である。経済活動別に見ると、告発件数が最も多いのは卸売・小売業（138件）であり、次いで管理・支援サービス業（85件）、製造業（70件）となっている。

上記の告発された主な内容は、労働時間短縮法の規定が遵守されていない（268件）、週44時間労働を超過している（123件）などであった。これまでの罰金の総額は、1億7,600万ペソを超えている。

（４） 2024年次報告会：農業省プレスリリース

5月24日、チリ農業省は、バレンスエラ農業大臣等によって実施された年次報告会のプレスリリースを発出した。

バレンスエラ農業大臣及びフェルナンデス農業次官をはじめとする農業省当局は、チジャン市のビオビオ大学において、同省の年次報告会を実施した。

本報告の要点の一つは、食料安全保障と主権を支える業務に重点が置かれたことである。農業分野では、食料安全保障のための主権戦略の行動計画が、様々な戦略を通じて実行された。その一つが、家族農業経営（AFC）の優遇措置等により1,200億ペソを提供した新灌漑法が挙げられる。さらに、伝統的作物プログラムでは50億ペソ以上が提供され、1,500人の利用者が恩恵を受けた。

これに関し、バレンスエラ大臣は、全ての部局は、小規模農家に最大限の支援を提供することに重点を置いていると強調し、この一例が新灌漑法であり、さらに予算が倍増された森林火災対策の進展、鳥インフルエンザ対策等、同省が開始した多くのプログラムやプロジェクトがあると述べた。

もう一つの重要な点は、2023年中に5億ペソを投資し、洪水や干ばつ、森林火災後の経済復興と再活性化に焦点を当てた「チリのための種まきプログラム」の強化である。本プログラムは、2024年も1,309億ペソの当初予算で継続されている。

フェルナンデス次官は、同省における2023年の進展を強調し、チリ政府が同省を通じて実施する全ての取組は、人々に焦点を当て、農業食料システムと農村の幸福をいかに向上させるかを重要視していると述べ、例えば、生産性と生活の質を向上させるサービスを提供するために、農村部のデジタル接続を進めていると説明した。

農村開発の分野に関しては、農業政策調査庁（ODEPA）は、農村開発計画を実行したほか、農牧開発庁（INDAP）による100万ペソが提供されたコキンボ州とロス・リオス州における200人の若者を対象としたパイロットプロジェクト、300人以上の農民のデジタルリテラシーの向上を目指す取組、意思決定の場への女性参加の促進、農業革新財団（FIA）による若手農村起業家への支援と知識移転を目指すプロジェクト等が実行された。

また、同省は、AFCと農村開発の強化を強調している。INDAPと全国教育補助・奨学金委員会（JUNAEB）の間では、小規模農業者がチリの学校に食材を供給するための約35億ペソの合意が成立した。小規模農業に対するその他の支援として、国庫補助による保険制度の大幅な拡充に重点を置いており、ヤギ、ラクダ科の家畜、鳥インフルエンザに対する新保険により、契約件数は19,000件、68億ペソに達した。

水と気候の緊急事態に関しては、総額950億ペソが投資され、主に生産性の回復と食料の購入のために51,061人が恩恵を受けた。さらに、前述のとおり、新灌漑法が施行されたことにより、AFCの需要は前年比50%増となった。アリカ市のチロンタ貯水池は、1億4,000万米ドルの投資により1,700万m³の容量で完成した。また、INDAPの灌漑効率化プログラムも355億ペソを投じて実施され、6,000人以上の利用者と25,500haに恩恵をもたらした。

林業に関しては、2023-2024年シーズンの森林火災防止計画がCONAFを中心に実施され、その資金は830億ペソから1,480億ペソに倍増した。これにより、火災件数は13%減少し、焼失面積は83%減少した。さらに、チリ国会では森林・農村火災法案について審議されており、現在上院農業委員会に提出されている。

国際的な問題では、持続可能な農産物輸出競争力のための方策として、ベトナムとインドネシアに新しい事務所が設立されたことが強調され、対外貿易では、輸出額が1.27%増加し、139万トンが輸出されたことで、チリの輸出総額はプラス収支となったとしている。

(5) 労働条件改善に向けた協定の締結：財務省プレスリリース

5月28日、チリ財務省は、中央労働組合との労働条件改善に向けた協定の締結について公表した。

5月28日、チリ政府と中央労働組合（CUT）は、一連の労働条件の改善に関する協定に署名した。この協定は、最低月収に関する年次交渉の一部であり、2023年に承認された最低賃金の段階的引上げにより、7月1日付で最低月収が50万ペソとなるため、本年の協定には賃金要素が含まれていない。

ジャネット・ハラ労働・社会保障大臣、マリオ・マルセル財務大臣を代表とするチリ政府と、ダビド・アクーニャ氏を代表とする中央労働組合（CUT）の指導部は、10項目の関心事項を検討する協定に署名した。ハラ労働・社会保障大臣は、「来年に最低賃金の再交渉が行われる際には、例年のように何千ペソという金額や割合だけでなく、生活費、家庭の負債水準、企業の可能性、男女格差、非正規雇用の水準等を考慮した基準で行われることが採択された。」と協定の内容を説明した。

マルセル財務大臣は、中央労働委員会との1か月にわたる協議の結果、社会問題に関する合意に達したと指摘し、「昨年、最低所得の段階的引上げを含む議定書が締結され、7月には50万ペソにすることとなり、また、2024年までに労働者と政府にとって関心のあるその他の社会、労働、法律、規制事項に対しても対話を行うこととされていた。今回の協定にはまさにそれが含まれている。」と述べた。その上で、賃金に関するより多くの情報を得るための所得・生活費監督所の設立を評価し、「これは完全な協定であり、現政権下で3回目となる対話を成功させることができたことを非常に嬉しく思う。」と言及した。

一方、中央労働組合（CUT）のアクーニャ氏は、「今日の最低賃金協定は、もはや金額だけの問題ではなく、労働者の生活の質に影響を与える多面的な問題を克服し、家族のニーズをカバーするために進める必要がある。このため、我々は電子ポケット（当館注：2023年初めに食料品価格の高騰に対応するために創設された国庫負担金制度。家族手当や出産手当の受給者等を対象として、毎月13,500ペソの拠出金が支給される。

2024年4月までの期限付施策。)の保護に重点を置き、来年、電子ポケットの議論を恒久的な公共政策として再び取り入れ、必要な財源を確保できるようにすることを約束したのである。」と述べた。さらに、アクーニャ氏は、「政府の側で改めて批准する条約がある。それは、企業が生み出している利益を公平に分配することを可能にする交渉を、我が国において行えるようにするものである。」と言及した。

協定の内容については以下のとおり。

①包括的な賃金政策の構築を以下のとおり進める。

ア 労働者団体、使用者、政府の代表を含む技術・三者構成組織である労働者所得・生計費監視所を設立し、その運営を財政支援する。監視所の役割は、労働者の家計所得の水準、構成、分布、購買力及び家計の金融・福祉状況を評価することである。これにより、現在の統計指標の限界を補い、国内の生活条件と社会的公平性を改善するための政策を立案することが可能になる。監視所の最初の仕事は、適正賃金及び生活賃金に関する国際労働機関（ILO）の合意に沿って、労働者の家計の可処分所得の指標を作成することである。監視所は、2025年3月の最低月収の議論に資する報告書を公表する必要がある。

イ 国際労働機関（ILO）の基準に従い、同一労働同一賃金の原則を保証することを目的とする法律案を提案する。この法律案は、男女が同一価値の労働に対して同一賃金を受け取ることを保証し、性別による賃金差別を禁止し、社会的に重要であるにもかかわらず女性化している職務に対して低賃金を支払う傾向を根絶することを目指すものである。

ウ 雇用の質に関する総合指標を作成するプロセスを再開し、雇用の進展を監視し、脆弱な分野を特定し、我が国の公共政策を導き、その効果を長期的に評価することを可能にする。これは、2020年及び2021年に労働者、使用者及び政府の参加を得て運営された「労働の質に関する諮問委員会」の勧告に従い、国際機関や一流の学者とともに、高等労働審議会の後援の下で、三者間の対話を通じて行われる。

エ 国際労働機関（ILO）の原則に従い、労働者の生活条件、保護及び社会的組織を改善することを目的として、国内の非正規雇用を削減する。この目的のために、非正規雇用の濫用に罰則を科す仕組みと、これまで契約関係や社会的保護を受けずに行われてきた企業や労働関係の正規化へのインセンティブの双方を評価する機関を設置する。また、正規化政策を支援する基盤として、これらの部門の労働者組織を承認・強化する方法を検討する。

②第3四半期中に、団体交渉の規制に関する三者協議を発展させる。このプロセスを経て、政府は2024年中に提出する法案を策定する。この法案は、対話の拡大を通じて労働関係の民主主義を強化し、公正かつ公平な経済発展を促進することを目指す国際基準に沿って、労働組合の自由を完全に保障することを目指すものであり、労働組合と使用者団体の直接の参加を通じて生産性の向上をも目指すアプローチである。

③単身世帯手当及び家族手当に関して、法第21550号において定められた手当額に対して、2024年7月1日に4.5%の再調整を行うことに合意する。また、より多くの受給者を包含するために、同日付で家族手当の枠を以下のとおり調整する必要があることに合意する。

ア 第1段階：月収が563,598ペソを超えない受給者が対象

- イ 第2段階：月収が563,598ペソを超え、823,195ペソ以下の受給者が対象
- ウ 第3段階：月収が823,195ペソを超え、1,283,902ペソ以下の受給者が対象
- 単身世帯手当（SUF）の受給者が正規雇用に移行する際、移行前に受給していたのと同額を、移行後2年間も家族手当として維持できるように単身世帯手当（SUF）と家族手当（AF）の運用方法に調整が加えられる。
- ④2024年に直面する予算上の制約を考慮し、冬季の電子ポケット制度を再開する。同様に、この制度を2025年から社会政策に恒久的に組み込むことも検討する。また、石油価格安定基金（FEPP）に資金を投入し、パラフィンオイルの価格を1050ペソ前後（過去の平均）に維持する。
- ⑤国の労働基準を引き上げるため、政府は、三者構成機関が定めたガイドラインに従い、以下の国際労働機関（ILO）の文書の批准を進めることを約束する。
- ア 労働安全衛生に関する条約第155号：政府は、2022年の国際労働会議における決定を受け、国際労働機関（ILO）の基本条約の一部である同条約の批准法案を議会に提出する。
- イ 労働監督条約第81号：政府は、2024年に100周年を迎える国内の既存の労働監督制度を把握し、労働局の支援と国際労働機関（ILO）の協力を得ながら、この条約を批准するための法案を議会に提出する。
- ウ 看護職員に関する条約第149号：政府は、国際労働機関（ILO）に技術支援を要請し、労働・社会保障省、財務省、保健省及びこの分野の労働組合の代表を含む対話・研究機関を設置し、この条約と国内法との間に生じるギャップを分析し、そのギャップを埋めるために必要な措置を講じる。
- エ 社会保障条約第102号：政府は、国際労働機関（ILO）に技術支援を要請し、既存の格差を明らかにすることを目的として、国内法と本条約に定める最低基準との差異に関する報告書を発行する。
- ⑥チリにおける労働組合活動が強化され、また、労働組合がより効果的かつ公平な労働政策の策定に向けた役割を果たすことができるよう、証拠に基づく勧告を行うことを目的として、我が国の様々な経済分野における組合化の水準に関する調査を徹底的に実施する。
- ⑦勤続年数毎の退職金計算の基準から、雇用主負担分の失業保険控除を廃止する法案を提出する。これは、2023年10月の法律第21628号によって定められ、要件をより柔軟にし、失業保険の給付を改善したものである。
- ⑧行政能力と労働監督局の監督効果を改善するため、労働局を制度的に強化する措置を検討する。
- ⑨労働者の司法へのタイムリーなアクセスを確保するため、サンティアゴに提案されている第3労働裁判所の創設について、司法当局と共同評価を実施する。この評価においては、既存の裁判所が対応している司法手続の現在の負担と現政権による労働政策を実現するための司法保護の重要性を検討する。
- ⑩特に外部からの暴力の防止、保健サービスへの適切なアクセス、個人用保護用具の提供、その他労働者の生活の質に影響を及ぼす問題等に取り組む法案を検討する。

(6) 新漁業法による影響：報道

5月29日、当地エル・メルクリオ紙は、現在チリ議会で審議中の新漁業法による影響を報じた。

漁業部門の様々な関係者は、現在議会で審議中の新漁業法案が、修正を目指す現行法と類似する割合が高い(70%以上)ことを指摘している。現行法の成立は、2013年までさかのぼり、その手続中に議会に対して業界が干渉したことが問題視されている。

その類似性にもかかわらず、この修正案は、零細漁業と産業漁業にとって新しくかつ微妙な点を含んでおり、それは彼らにプラスにもマイナスにも影響すると言う。例えば、零細漁業者は、漁業資源の分割や社会保障の問題における変更を評価している一方、産業漁業団体であるSonapescaとビオビオ産業漁業協会は、新たな割当を批判し、歴史的基準による産業への資源配分が85%から50%に減少し、入札によって与えられる割合が15%から50%に増加することに疑問を呈している。

約6万人の小規模漁業者を代表する全国漁業遺産保護協議会(Condepp)は、漁獲量割当における前進を強調しながらも、この部門にもっと有利な数字にすべきだと考えている。例えば、サーディンとカタクチイワシは100%零細漁業者により漁獲されるべきだが、法案ではチリ北部の零細漁業部門に80%のみが割り当てられていると指摘する。

また、零細漁業のための保護区(5マイル)設定を強調しているが、アイセン州とマガジャネス州も含めるべきだとしている。また、零細漁業者の負担金(社会保障、健康・労働災害保険、職業病等)の支払いに対する奨励プログラムにも注目している。この資金調達のために、零細漁業基金の設立が提案され、その一部(30%)は産業漁業者の漁獲枠の入札で得た資金の一部で賄われる予定である。

他方、ビオビオ産業漁業協会のセペダ会長は、徹底的な技術的・法的分析の結果、我々産業漁業者の意見は、これは偏ったイニシアチブであり、チリの法制度に想定外の大きな影響を与えるだろうと批判している。本法案では、漁獲枠の50%を入札することに焦点が当てられており、漁業権や許可証の有効期間は20年ではなく、10年に変更される。現在の漁業許可は2033年まで有効であり、更新可能とされており、Sonapescaのベラスケス会長は、これらの条件の有効性を強調している。

小規模漁業者に有利な区分の変更は、産業漁業界から批判されている。セペダ会長は、本法案は、基本的に零細漁業者が漁獲し、加工工場に供給できるという考えを維持していることから、チリの漁業史上最悪の公共政策であるイカ法(Ley de la jibia)(当館注：2019年施行。イカの漁獲には職人的漁具のみの使用を規定。)と同じ考え方が見て取れると指摘し、経済省が考えているように、零細漁業者からの供給のみでは機能することは難しいと付け加えた。

ベラスケス会長は、主要漁業枠の割当ての変更は、2032年まで有効とされている現行の区分を無視していると批判した。また、同会長は、この法案は、南部の産業漁業活動を排除するものだとして主張し、チリ水産庁が十分な管理システムなしに権限を拡大することで、5マイルの零細漁業保護区をこの区域外の漁場まで拡大し、零細漁業者が独占的に漁を行えるようになる可能性があるかと警告している。

また、同会長は、議員から提示された指摘や我々が委員会に送った報告書に基づいて法案の条項が分析されることを期待していると述べ、我々が最も望まないのは、無機質な法律により運用に問題が生じ、漁業規制が後退することであると付け加えた。

セペダ会長は、本法案は、チリを漁業大国にしようとするものでも世界における競争力を高める方法を提示するものでもなく、むしろチリを衰退させ、70年以上にわたってこの産業の発展を可能にしてきた法的根拠を断ち切ろうとするものだ」と断言し、広く、真剣で責任ある議論が行われ、十分かつ厳密な分析なしに、プロジェクトの処理が性急に議論されないことを望むと述べた。

他方、Condeppは、代表的な組織や団体の意見に耳を傾けることで、参加型の発展を望んでいると述べ、何百人もの人々を招いて発言させることは、立法プロセスを遅らせるだけだと主張した。また、零細漁業者は、新法が漁獲枠の賄賂や歴史的基準による配分、オーダーメイドの入札によって業界が得ている特権に終止符を打つことを期待していると付け加えた。

(7) SQMとCODELCOが合意書に調印：報道

5月31日、当地セグンダ紙電子版は、SQM社とチリ銅公社(CODELCO)が2060年までのアタカマ塩湖でのリチウム開発に関するパートナーシップ協定に調印した旨を報じた。

本年5月30日、両社は、待望のパートナーシップ協定に調印したが、この協定が運用開始され、両社がアタカマ塩湖を共同開発できるようになるまでには、まだ段階がある。

数ヶ月にわたる交渉の末、5月30日午後のSQM社とCODELCOの取締役会で承認され、両社は5月30日夜、2060年までアタカマ塩湖を共同で開発することを可能にする協定に署名した。詳細は5月31日、金融市場委員会(CMF)への一連の報告の中で発表され、それによると、CODELCO傘下のミネラ・タラール社はSQM傘下のSQMサラール社と合併するが、SQMサラール社は、将来的に新名称に変更される予定。

同報告では、SQMとCODELCOが既存及び新規のリチウム割当量から得られる利益のうち、どれだけを受け取るかが詳細に定義されている。「仮に早期に条件が満たされたとしても、この合意の具体化は2025年1月以前には起こらない」とし、「しかしながら、当事者は、そのような条件が2025年上半期中に満たされる可能性がある」と見積もっている」と付け加えた。

本件は、CODELCOとSQM社の両社がプレスリリースを通じて、規制当局に必要な事実を報告した。いずれにせよ、協定条件、支払いの詳細及びその他の要素について、より詳細な情報を市場に提供するのは民間企業である。実際、CODELCOはCMFへの報告の最後に、「合併と協力の具体化は、規制当局の認可や承認の取得、チリ国内及び様々な管轄区域での自由競争など、様々な前提条件の充足が条件となる」と言及しているだけである。

SQMが発表した取引成立のための前提条件のうち、最初の事項は中国の天奇に関するもので、天奇のチリ法人であるInversiones TLCは、先週CMFを訪れ、SQMの株主(22.16%の株式を保有する天奇を含む)の承認を得る必要があるかどうかについて、規制当局の判断を仰いだ。つまり、同協定成立の必須条件として、「2024年5月21日付でInversiones TLCがCMFに行った要請が受理されておらず、いかなるチリ政府当局もパートナーシップの実現を妨げる命令を出していない」ことを要求している。

その他の必須条件は、「チリ産業開発公社(CORFO)とSQM社との協定及び修正、並びにCORFOとミネラ・タラール社との協定の特定事項に関する先住民協議プロセスの終了」である。昨年12月に両社の覚書が発表された後、一部の先住民との関係がこじれ、

本年1月にはSQMのアタカマ塩湖への立ち入りを妨害した先住民もあった。しかし、アタカマメニョス人民評議会（CPA）の法定代理人の関係情報筋によれば、協定調印によって、先住民は安心したという。

署名について質問されたCPAのアレクシス・ロメロ会長は、「これは2社間の合意」とだけ答えた。地域の生態系保護についてはまだ話し合わなければならない。アタカマ塩湖地域の先住民は、このプロセスが法律に従って実施されなかったと裁判所に訴えることができるため、先住民の意向がこの合意の鍵となる。

これは、ピニエラ前政権末期に策定されたリチウム特別操業契約（CEOL）を覆すもので、BYD社に利益をもたらすものである。このCEOLを崩壊させたコヨ地域の先住民のガリエル・ムノス弁護士は、黙って見ているつもりはないようで、「SQM社とCODELCOとの協定は、最初から欠陥だらけだ。なぜなら、コミュニティは協定の一部とはみなされず、参加も発言も投票もできないからだ。この協定は、彼らのために合意されたものではなく、彼らに不利なものである。」と当紙に回答した。

そして、さらにこう付け加えた。「コヨ・コミュニティとそれが属するCPAは、いかなる形であれ、いかなる時点であれ、考慮されていない。このため、我々はこの問題を研究しているだけでなく、チリの司法制度や、適切であれば米州人権裁判所にも提訴するつもりである。」

この協定によると、CORFOがSQMサラール社と締結しているアタカマ塩湖のリース契約は変更され、2031年から2060年までミネラ・タラール社の手に渡る。従って、SQMとCORFOがこれらの契約変更に同意することが、もう一つの条件であることは明らかである。また、チリ行政監査総局（Contraloría）は、これらの契約変更を承認しなければならない。

「チリ国内外の競争当局による、無条件での、あるいはSQM社とCODELCOが許容する緩和措置付での通知及び承認」は、合意によって解決しなければならないもう一つのポイントであると、SQM社がCMFに提出した文書には記されている。この取引は国家経済検察庁（FNE）に通知され、同局が集中のリスクがあると判断した場合、第二段階に移行する。「FNEによる第1段階の審査は20日ほどで、さらに詳細に検討する第2段階に進むと、さらに3カ月続くこともある。これらは迅速なプロセスである。」と、独占禁止法の専門家であるMenchaca & Ciaの弁護士でパートナーのトマス・メンチャカは説明する。弁護士でチリ大学法学部の学部長を務めるフランシスコ・アグエロ氏は、「このようなケースで起こりうるもうひとつのことは、競合他社や消費者団体による自由競争裁判所への協議や異議申し立てが生じることだ。」と説明するが、同氏はその可能性は低いと考えている。SQM社は、世界最大級のリチウム生産者だが、CODELCOは現在このセクターで活動していないため、弁護士はこの分野に大きなリスクはないと見ている。

この協定では更に、「必要であれば、その国の外国投資を規制する外国当局によって、無条件で、あるいはSQMとCODELCOが許容できる緩和措置を講じて承認されなければならない」と定めている。また、SQMがCMFに提出した文書には、「SEC（金融市場を規制する米国の政府機関）がSQMに対して現在行っている調査を、本協定に規定された条件の下で終了させること」という、協定の停止条件も詳細に記されている。同社に関する情報筋によれば、これは、ADR（米国預託証券）を発行して米国市場に進出していることから、同社の米国規制へのコンプライアンスに関する通常の調査プロセスであるという。SQM社は5月31日朝、合意の概要とともにSECに報告した。

しかしながら、リチウム鉱山会社は中国南西部の四川省に水酸化リチウム工場を所

有しているため、中国での承認も求めなければならない。この協定は、発効日以降に行わなければならない特定の行為、特に四川工場の持ち株会社の株式を合併会社に抛出するための中国政府の承認申請についても規定している。

「5月31日朝、発表された情報により、SQM社の株主にとって1つの疑念は晴れたが、4つの未解決の疑念が残っている。リチウムの価格がどのように推移するか、中国が主な市場となるのはどこか、エレクトロモビリティ向けのリチウムの需要、そして今回の事業における天奇の株主総会開催要請がどのように解決されるのかである。」と専門家は言う。

(8) 米州開発銀行 (IDB) との覚書の締結 : 財務省プレスリリース

6月5日、チリ財務省は、米州開発銀行 (IDB) との覚書の締結について公表した。

6月7日、マリオ・マルセル財務大臣とジェラルド・コロチャーノ米州開発銀行 (IDB) 事務局長は、イラン・ゴールドファイン米州開発銀行 (IDB) 総裁とガブリエル・ボリッチ大統領の立会いの下、覚書に署名する。同覚書は、2025年3月に開催される米州開発銀行 (IDB) とIDBインベストの年次会合に向け、両者間の運営上の責任等を定めるものである。

同会合は、2025年3月26日から30日の間、サンティアゴのマポチョ駅文化センターにおいて開催される。この会場では、公式セッション、総会委員会、全体会議、調印式、記者会見等が行われる予定である。また、これに先立ち、プンタ・アレナス州、マガジャネス州、チリ南極において、国内外の投資家を集めた有識者会議が開催される。

同覚書に署名することにより、サンティアゴにおける様々な活動の組織化と実施に向けた協力の基盤が確立され、宿泊施設、ビザ、出入国管理、税関、施設とサービス、セキュリティ等に関するチリのコミットメントが確立される。同様に、チリ政府は、この覚書に盛り込まれた措置を調整し、実施することで、組織化に必要な権限、資源及び手段を確保し、必要な活動を進めることを約束する。

マルセル財務大臣は、「この会合には、この地域の財務大臣、学者、国際組織の代表者、投資家など4,000名以上が集まる予定である。出席者の一部を世界最南端の地域に移すことにより、地方分権の兆候を示すことができるであろう。来年の総会がチリで開催されることは、チリを世界的に魅力的な投資先として位置づけ、その政治的安定性、幅広い資源とサービスを強調することに繋がる。さらに、持続可能な開発とエネルギーの脱炭素化の観点から、投資家の目がこの地域に注がれている現状において、ラテンアメリカ全体をアピールすることもできる。」と述べ、同会合の意義を強調した。

米州開発銀行 (IDB) のチリ代表であるフロレンシア・アタデモ・イルト氏は、「これは地域統合を促進し、2001年以来チリで開催されていない同会合を開催する絶好の機会である。我々には、国民との緊密な協力関係の長い歴史があり、社会的結束と包摂の強化、未来の経済の後押しに焦点を当てた堅実で絶えず成長し続けるポートフォリオがある。気候変動対策、持続可能性、デジタル化、官民協力など、我々がIDBグループの3つの部門において推進する革新的な手段や分野横断的なアプローチにより、チリがこの地域の模範となり全ての問題を解決するであろう。」と述べている。

同覚書は、署名日から効力を持ち、年次会合が終了するまで有効となる。チリ財務省側の担当者はカローラ・モレノ財務・国際問題調整官、米州開発銀行 (IDB) 側の担当者はスサナ・シッチャ・ルビオ事務局次長である。

米州開発銀行（IDB）及び年次会合に係る背景情報は以下のとおり。

- ①総会は、IDBグループのガバナンスに責任を負う最高機関であり、ラテンアメリカ・カリブ海諸国、欧州、北米及びアジアの各機関のメンバーで構成されている。
- ②同会議は、IDBグループの運営状況を確認し、主要な政策決定を行うために、48か国の加盟国の経済・財務・金融担当大臣に相当する関係者が集まり、毎年開催されている。議決権は、この機関に加入している国の資本金に比例しており、借入加盟国（ラテンアメリカ及びカリブ海諸国）の議決権は50%強となっている。
- ③米州開発銀行（IDB）理事会のメンバー及びIDBインベストは、この活動と運営を監督する第一の責任を負っており、これらの機能のいくつかは執行理事会に委任されている。
- ④総会には、米州開発銀行（IDB）総裁のほか、中央銀行総裁、民間企業のトップ、開発機関や協力団体の代表など、総勢4,000人以上が出席すると見積もられている。なお、前回チリにおいて総会が開催されたのは2001年である。

（9） ラフケンチ法を巡るサーモン養殖業界の懸念：報道

6月7日、当地エル・メルクリオ紙は、ラフケンチ法を巡るサーモン養殖業界の懸念を報じていた。

7日、ロス・ラゴス州の沿岸地域使用地域委員会（CRUBC）は、ケジョン市とアングド市（当館注：いずれも同州南部のチロエ島に所在）の計5つの沿岸海洋先住民地域（ECMPO）申請を審査し、採決する。ラフケンチ（Lafkenche）法（当館注：海岸線に居住する先住民の領土の利用と慣習を保護することを目的とした法律）によって認められた先住民コミュニティからのこれらの要請は、サーモン養殖業界の警戒心を再燃させた。

本年2月に、アイセン州のCRUBCが60万haの海域を先住民コミュニティの管理下に移すという申請を却下し、今月3日にこの決定が追認されたことで、サーモン養殖業界から安堵の声が上がったところであるが、同法には懸念が残されていると指摘されている。

調査団体Pivotesの分析によると、同法によりコンセッションの3分の1以上が手続を保留されており、これは主にロス・ラゴス州に集中し、申請の約75%が停滞しているという。本日審議されるECMPOは、合計3,000ha以上の海域で、アイセン州で申請された海域よりも小さいが、同団体の公共アナリストのシエルペ氏は、ロス・ラゴス州には100万ha以上の海域があり、同じような状況になる可能性があると述べ、我々は、ラフケンチ法によって同州の387の養殖コンセッションの申請が保留されていることを確認し、さらに、実質的にこの地域の海岸全体がECMPOとして申請されているか、すでに許可されていることを確認したと警告した。

ラフケンチ法が養殖事業に与える影響について、同氏は、ECMPOの申請が許可されると、新規コンセッションや移転など、申請された地域での他の目的の手続は保留され、短期・中期的に成長が制限されると予測していると説明し、このようなコンセッションの所有者が、ECMPOが認めた先住民コミュニティの管理計画の対象外である場合、増産やより効率的な生産を目的とした変更は拒否される可能性があると付け加えた。

サーモン養殖業界の団体は、規制を変更するための議論の加速化を求めている。サーモン協議会のセゲル会長は、これは複雑な問題であり、チリのために一刻も早く法律を改正する必要があると述べ、養殖だけでなく、沿岸地域で行われる膨大な数の経済活動にも影響すると述べ、同法はまた、移転申請、許可申請、投資そのものを遅らせる影響もあると

批判した。

本年5月末、チリ製造振興協会（SOFOFA）のムヒカ公共政策部長は、漁業委員会の上院議員に対し、同法には海岸線における他の活動の実施を妨げる手段としてのECMPO申請を防止する仕組みがなく、法律の悪意ある利用を阻止する規定がないことによる不確実性があると述べた。

サーモン労働者組合のサンティバニェス会長は、ケジョン市には5つ以上のサーモン加工場があり、7千人以上の直接雇用労働者が働いているため、もしECMPOが承認されれば、チロエ島に深刻な損害をもたらすことになるかと警告した。

（10）農林業分野における気候変動適応計画の承認：農業省プレスリリース

6月10日、チリ農業省は、農林業分野における気候変動適応計画が承認された旨のプレスリリースを発出した。

7日、持続可能性と気候変動に関する閣僚委員会は、チリ農業省が国連食糧農業機関（FAO）の支援と環境省の協力を得て策定した「農林業分野における気候変動適応計画」を承認した。これは、2022年6月に公布された気候変動枠組み法の下で策定される最初の分野別適応計画である。

ロハス環境大臣は、チリが気候変動に対して脆弱な国であることを考えると、適応計画は、あらゆる部門において気候危機の影響に対処するために不可欠なものであり、同閣僚委員会が本適応計画を承認したことは、チリにとって画期的なことであると述べた。

バレンスエラ農業大臣は、これは農林業分野にとって非常に重要なマイルストーンであると述べ、水不足、夏季の高温、大雨等、気候変動の影響が既に現れており、火災、干ばつ、昨年チリ中南部を襲った大洪水等の不測の事態に直面しているため、この分野が気候変動に適応することは、根本的な問題であり避けては通れないものだと説明した。

また、フェルナンデス農業次官は、本計画の承認は気候変動への適応という点で画期的な出来事であると評価し、気候変動がもたらす脅威に対する我が国の農林業従事者の回復力を高め、経済的・社会的・環境的脆弱性を軽減することを目指すもので、間違いなく彼らの生活の質に大きな変化をもたらすだろうと述べた。

他の世界の国と同様、チリにおいて気候変動の影響を最も受けやすい生産部門のひとつが農林業である。このため、承認されたこの計画には、気候変動がもたらす影響に対処するための12の対策と63の行動が盛り込まれている。

この一例として、気候変動に適応するための農林業の管理手法や具体的な技術の導入、水不足に対処するための農地内の用水の確保・貯留方法の実用、灌漑効率を高めるための技術や取組の開発、農地外の用水インフラの建設、農林業の生産システムを支える自然生態系の保全と回復の促進、土壌劣化の防止と抑制等を提案している。

このほか、気候変動に適応するためのインフラや農場内生産設備の導入、農業気象情報やリスク管理システムの拡張と最適化、森林火災のリスクを軽減するための適応策の推進、農業生産性の潜在的変化に関する恒久的なモニタリングとフォローアップシステムの開発、アイセン州の農林業分野における気候変動への適応のためのパイロット計画の実施等が挙げられている。

(11) ドイツとチリはグリーン水素開発への約束を強化：報道

6月10日、当地ディアリオ・フィナンシエロ紙電子版は、ガブリエル・ボリッチ大統領の欧州歴訪におけるドイツとの政策対話等での水素、リチウム協力に関して報じた。

ガブリエル・ボリッチ大統領は、欧州歴訪の最初の目的地であるドイツのオラフ・ショルツ首相との会談で、グリーン水素行動計画、リチウム、EUとの先進枠組み協定の近代化に関する最近の交渉など、幅広い議題を取り上げた。二国間対話の後、ボリッチ大統領とショルツ首相は、両国が再生可能エネルギーに重点を置き、協力的な取組を続けていく意向を改めて表明した。

ショルツ独首相は、「再生可能エネルギーの利用は、気候保護の観点で重要である。チリとドイツは、再生可能エネルギーの発電であれ、必要な原材料の開発であれ、この分野で緊密に協力していきたい」とは述べた。それに対して、ボリッチ大統領は、「ラテンアメリカはもはや支援される地域ではなく、世界が直面する課題、特に気候変動危機に立ち向かうという点で、他の先進国と対等な立場にあるパートナーでもある」と強調し、チリで生産するエネルギーの3分の2をクリーンなエネルギー源から確保することに成功している旨に言及した。その上で、ボリッチ大統領は「これだけでは十分ではないことを認識している。だからこそ、例えば人工炭化水素の開発において、ドイツのようなビジョンを共有する国々との協力関係を改善しなければならない。同じ理由で、私たちはチリ南部でのグリーン水素製造を通じて、クリーン燃料の生成に取り組んでいる」と語った。

リチウムに関しても、ショルツ独首相は、より環境に優しく持続可能な開発を実現するため、研究機関間の科学的交流を強化することで合意したが、これはエネルギー転換のための画期的な出来事であると述べた。ボリッチ大統領は、両国が(リチウムの)貿易を拡大する意思があることも話し合われたことに言及し、「リチウムの海外販売は、環境と社会の持続可能性を高水準で維持しながら、バリューチェーンを確立するものであり、輸出部門にとって歴史的な機会である。特に強調したいのは、EUとの間で締結した協定のひとつが、リチウム産業の発展に関するものであり、リチウム輸出の観点からだけでなく、バリューチェーンの構築や技術移転も視野に入れていることだ。」と述べた。

6月11日、ボリッチ大統領はベルリンで、ドイツ企業によるラテンアメリカイニシアティブ(LAI)との共催による「チリ・ドイツ経済フォーラム：グローバル・チャレンジのための戦略的パートナー」に参加する。同フォーラムのうち一つの会議は、ニコラス・グラウ経済大臣が、ドイツ連邦経済・気候保護省のフランチスカ・ブランドナー政務次官、InvestChileのカーラ・フローレス長官、CODELCO(チリ銅公社)のマキシモ・パチェコ社長とともに、リチウム産業の可能性に関心を持つ企業や団体の代表者30人以上と、高付加価値化や、ENAMI(チリ鉱業公社)及びCORFO(チリ生産開発公社)の最近の発表に焦点をあてて話し合うものである。特にドイツとフランスの19社がリチウムに関心を持っていることを考えると、重要な会議となる。もうひとつの円卓会議では、ディエゴ・パルドウ・エネルギー大臣とホセ・ミゲル・ベナベンテCORFO副社長が、グリーン水素を取り巻く機会と、同省が提示した新しいロードマップについて話し合う。その後、ニコラス・グラウ経済大臣は、工業、化学及び鉱業分野の企業との二者会談を行う。